

岡山県有料老人ホーム設置運営指導指針に関する留意事項について

この留意事項は、岡山県有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「県指針」という。）に基づき有料老人ホームの事業開始前に指導を行うに当たり、県指針の運用等について有料老人ホームとして満たすことを求める事項について示すものである。

1 規模及び構造設備

県指針6（9）一のイ及び七に規定する介護居室の床面積及び介護居室のある区域の廊下については、次のとおりとする。

(1) 床面積

介護居室の1人あたりの床面積については、便所、収納スペース等を除いた内法面積とする。なお、介護居室に係る床面積の規定については、一般居室においても準用するものとする。

(2) 廊下の幅

介護居室のある区域の廊下幅については、両手すり設置後の内法寸法（有効幅員）とすること。なお、介護居室のある区域の廊下幅については、一般居室のある区域においても準用するものとする。

2 添付書類

有料老人ホーム設置届に添付する書類は、県指針に基づき次の項目に関する書面を提出することとする。なお、記載された項目以外についても施設の状況等により適宜必要な書類を添付すること。

区 分	内 容
設置者	・ 登記事項証明書又は条例等 ・ 役員名簿 ・ 直近の事業年度の決算書
立地条件	・ 土地、建物の登記事項証明書 ・ 借地、借家の場合は賃貸借契約書
規模及び構造設備	・ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認を受けたことを証する書類 ・ 建物の位置図及び平面図
職員の配置等	・ 管理者の就任承諾書及び管理者就任予定者の履歴がわかる書類
有料老人ホーム事業の運営	・ 管理運営規程 ・ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 ・ 医療施設との連携の内容がわかる書類
事業収支計画	・ 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法を記載した書類 ・ 長期（30年以上）の収支計画書
利用料等	・ 前払金について、必要な保全措置を講じたことを証する書類
契約内容等	・ 入居契約書 ・ 重要事項説明書 ・ 損害賠償の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容がわかる書類

附 則

この留意事項については、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この留意事項については、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この留意事項については、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この留意事項については、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この留意事項については、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この留意事項については、令和3年7月1日から施行する。